

提出を要する添付図面等

高周波利用設備の申請(届)の際に提出を要する添付図面等は表1(※1)のとおりです。
 なお、フィルター特性図、配線図及び回路図等は提出不要です。

表1

添付図面 設備の種別	ア 線路系 統図	イ 装置の 系統図	ウ 装置の外観図 又は写真	設置場所付近 の図面	実験計画書 (※6)	測定データ
各種設備	不要	不要	要 (※2)	要 (※3)	要 (※4)	※7 ※8
医療用設備	不要	不要	要 (※2)	要 (※3)	不要	
工業用加熱設備	不要	不要	要 (※2)	要 (※3)	不要	
電力線搬送通信設備	要	不要	不要	不要	要 (※5)	
誘導式通信設備	要	不要	不要	不要	不要	
誘導式読み書き通信 設備	不要	要	要 (※2)	不要	不要	

※1 申請の内容により、表以外の資料が必要になる場合があります。

※2 変更許可申請においては、既に許可された装置と同型(工事設計の内容が同じ)の設備を増設する場合は、装置の外観図を省略することができます。その場合、参考事項欄には、次のとおり記載して下さい。

〔 関高第〇〇〇号、平成〇年〇月〇日許可済みの第〇装置と同型の外観図面のため 〕
 省略します。

※3 設置場所付近の図面は、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建造物、道路及び空地等の状況を示したものです。工場内の敷地図、配置図等は従前のとおり不要です。

この図面が必要なのは、原則として許可申請(新設)の場合だけですが、設置場所を変更する場合で、変更先が既に許可を受けている場合を除き、変更許可申請においても必要となります。

なお、高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに使用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度が、無線設備規則第65条第1項第1号から第4号までに定める最大許容値以下である場合においては、当該図面の提出は不要です。

※4 非接触給電設備などで、450kHz以下の周波数の電波を使用し、高周波出力が500ワットを超え、かつ30メートルの距離における磁界強度が $37.1+20\log_{10}\sqrt{\frac{P}{500}}$ デシベル(毎メートル1マイクロアンペアを0デシベルとする。)を超えるものに限りません。

※5 実験を目的とするものに限りません。

※6 実験計画書には次に掲げる事項を記載してください。

ア 設置者の連絡担当者及び連絡先

イ 実験の期間

ウ 実験設備によって副次的に発する電波又は高周波電流が他の通信に混信又は障害を与えない技術的根拠

エ 混信等の対策

(ア) 実験設備を運用する際の総合通信局長への事前連絡方法

(イ) 他の通信設備への混信若しくは障害又は通信設備以外の設備への障害が発生した場合における混信又は障害の除去のために必要な措置についての内容

(ウ) 漏えい電界強度の測定方法、測定場所、同一測定場所における運用時間あたりの記録回数等

オ 実験設備によって副次的に発する電波又は高周波電流による影響を受けるおそれがある無線設備又は無線設備以外の設備を所有又は占有する者のうち、次に掲げる設備を所有又は占有する

者に対する実験に係る計画に関する説明の有無(「無」の場合は、その理由。)

- (ア) 実験設備の設置場所周辺の無線設備又は無線設備以外の設備
 - (イ) 実験設備の設置場所付近の見晴らしの良い地点から目視で確認できる、当該実験設備が使用する周波数帯を受信可能な受信設備
 - (ウ) 実験設備を接続する配電線
 - (エ) 法第25条第1項の規定により公開されている無線局の無線設備、日本国内を設置場所とする短波放送事業者の無線局の無線設備又はその放送を受信する受信設備その他の設備のうち、設置者が説明する事を必要と判断した設備
- カ 申請書、添付書類及び実験に係る計画書に記載する各項目のうち、当該実験設備に関して公開できない事項及び総務省における情報の公開時に設置者から周知を希望する事項

※7 設備の高周波出力が50キロワット以上の場合、設備から漏れ出す電波の強さ(無線設備規則第 65 条)の測定データを提出してください。

※8 申請の内容や機器の使用用途等により、設備から漏れ出す電波の強さ(無線設備規則第 65 条)などの測定データを確認させていただく場合があります。

特に、※4、5に該当する設備や誘導式通信設備などの通信を行うものについては、現地調査が必要となる場合があります。